

総合計画市民委員会名簿

(任期:平成20年9月30日~平成23年3月31日)

	氏名	区分
1	夏目 みゆき	総合計画審議会委員
2	松本 貴美德	
3	吉田 淳	
4	瀧川 紀幸	新城地域審議会委員
5	八木 憲一郎	
6	井上 秀樹	鳳来地域審議会委員
7	加藤 和臣	
8	安藤 嘉浩	作手地域審議会委員
9	権田 知宏	
10	沢田 実付晴	公募市民
11	塩瀬 眞美	
12	鈴木 太	
13	内藤 公志	
14	森田 脩	
15	森野 頼之	

(区分毎・五十音順)

新城市総合計画市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 新城市総合計画(以下「総合計画」という。)を推進するため、新城市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 総合計画の進捗に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

2 市民委員会は、総合計画に掲げたまちづくりの基本理念を達成するための事業を行うとともに、総合計画の推進に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市内に住所を有する者又は市内の事業所、大学に通勤、通学する者で、以下の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 総合計画審議会委員

(2) 地域審議会委員

(3) 公募市民

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は4年以内とする。ただし、最初の委員の任期については平成23年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

4 委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民委員会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 市民委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、施行の日から起算して 1 1 年を経過した日にその効力を失う。

新城市総合計画市民委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市総合計画市民委員会(以下「市民委員会」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 市民委員会の一般傍聴人の定員は、受付先着10人とする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手続き)

第4条 市民委員会を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(様式)に氏名及び住所を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、撮影機、パソコンの類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音等を行うことにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 異様な服装をしている者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市民委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 市民委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市民委員会の秩序を乱し、又は市民委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、市民委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

別紙 市民委員会の役割と進め方

○設置根拠・目的は、別添の「総合計画市民委員会設置要綱」による。

(1) 市民委員会の構成及び任期

15名で構成。

- ・総合計画審議会委員 3名
- ・地域審議会委員 6名
- ・市民公募委員 6名

設置時の委員任期は、設置要綱により3年間。次期委員からは4年間となる。

市民委員会の設置 (新城市総合計画 基本構想 P31より抜粋)

総合計画に掲げた各事業・施策の成果目標や成果指標の進捗状況やマネジメントサイクルに基づく行政経営の定着状況を管理するため、総合計画審議会の委員経験者を含めた市民による「総合計画市民委員会(仮称)」を設置し、市民による総合計画の進捗管理を行います。

(2) 平成20年度における市民委員会の動き

- ・総合計画の進捗管理のための「各事業の成果目標の測定」が、各年度の年度末(最初の測定は平成21年3月末現在)となるため、平成20年度は、総合計画のローリング(平成21年度に予定する「主な事業」の入れ替え)案を予算編成前に市民委員会へ諮問する。

総合計画と財政計画の連動 (新城市総合計画 基本構想 P32より抜粋)

ヒヤリング及び市長決裁を経て、優先度を明らかにした基本計画に登載された施策・事業を、着実に当該年度の予算編成に反映し、必要経費を予算編成に組み込むこととし、総合計画と予算編成・財政計画の連動を図ります。

なお、毎年度の予算編成時に行う評価に基づく、施策・事業の見直し、追加・入れ替えを行う際には、事前に総合計画市民委員会へ諮ることとします。

よって、11月初旬に予定される平成21年度予算各部局要求を前に、市長への答申を行う。

市民委員会の開催予定 (平成20年度は3回開催)

- ・ 第1回(9月30日(火) 午後6時)
委嘱及び総合計画ローリング案(平成21年度主な事業)の諮問
- ・ 第2回(10月15日(水) 時~) ローリング案の審議
- ・ 第3回(10月21日(火) 時~) ローリング案の審議

及び答申案まとめ

10月23日頃 市長答申

その他、「めざせ明日のまちづくり事業成果発表会」「講演会」等への参加を予定。

(3) 平成 21 年度以降の市民委員会の動き

- ・「総合計画市民委員会設置要綱」に基づき以下の活動を予定
 - ア 施策・事業の成果目標達成状況（年度別進捗状況）の審議
 - イ 次年度予算編成に伴う総合計画のローリング案の審議
 - ウ 市民自治を推進するためのシンポジウム・ワークショップ等の運営



○担当者想定 「山の湊 創造シンポ（仮称）」

：現在毎年度末に行っている「めざせ明日のまちづくり事業成果発表会」を市民自治推進のための市民イベントへと発展させたい。

具体的には、講演会、パネルディスカッション、まちづくり発表会、市民討議会、市民活動団体紹介コーナー、活動団体の表彰、リサイクルバザー、農産物即売、etc. を各種市民団体と総合計画市民委員会、市の共催で同日開催したい。

市民ワークショップ・シンポジウムの開催

（新城市総合計画 基本構想 P32 より抜粋）

地域計画に基づくまちづくり活動や、行政と市民との協働など、市民自治を推進するための実践の中で明らかになった成果や課題を、より多くの市民が共有することを目的に、総合計画市民委員会が運営する市民ワークショップやシンポジウムを定期開催することとします。

2 その他

(1) 記者発表及び議会報告

9月25日(木)の定例記者懇談会及び議会報告会

(2) 会議の公開

地域審議会、総合計画審議会等と同様に、原則公開とする。

（具体的な傍聴規定は、第1回会議の資料による）

基本構想期間11年、基本計画・実施計画(3年・4年・4年)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



